

氏名	さかもと かず や 坂 元 一 哉
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学位記番号	論 法 博 第 137 号
学位授与の日付	平 成 14 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	日米同盟の絆 ——安保条約と相互性の模索——

論文調査委員 (主 査) 教授 大 嶽 秀 夫 教授 的 場 敏 博 教授 木 村 雅 昭

論 文 内 容 の 要 旨

安保条約の本質は、日本が基地を提供し、アメリカが軍隊を提供して日本の安全を守る「物（基地）と人（米軍）との協力」と表現される。本論文は、講和独立とその後、約10年の間に、この「物と人」という特殊な安全保障協力の形がどのようにして誕生し、また確立したのか、日米の外交文書に基づいて歴史的に分析したものである。

論文は主として5章からなり、まず第1章で、冷戦の開始という国際環境の中で、日米両国がどのような安全保障構想をもって外交交渉を行い、旧安保条約を締結するに至ったかを明らかにする。第2章では、防衛力増強問題を軸に、1950年代半ばに、アメリカ政府が吉田茂を見放しつつも「吉田路線」を容認していく過程について検討している。第3章は、鳩山政権の外相・重光葵がアメリカ政府に提案した安保改定構想の内容と、その挫折の意味を考察する。第4章では、安保改定に対するアメリカ政府の姿勢の変化と、岸信介による1960年の安保改定の意義およびその逆説について論じている。そして第5章は、安保改定交渉において、日米両政府が、「物と人との協力」という非対称な相互性を、いかなる工夫によって対称な相互性のように見せようとしたかを検証する。

論文全体のあらすじは次のとおりである。敗戦と占領によって武装解除され、平和憲法を制定した日本は、講和独立の時点で、みるべき軍事力を持っていなかった。国連の集団的安全保障が機能しない中で、日本は、講和後の安全保障をアメリカに頼らざるを得なかった。他方、アメリカは、冷戦政策の遂行と日本の安全のために、講和後も日本に基地を置き、それを自由に使うことを望んでいた。アメリカにとって日本の基地の重要性は、朝鮮戦争の勃発によって明確になる。吉田茂首相は講和の実現と講和後の安全保障のため、アメリカ政府に対して講和後の基地提供を申し出た。

旧安保条約の「物と人との協力」はそうした中で生まれた「暫定措置」（条約前文）であった。日本政府は、当初、憲法の制約はあるものの、国連憲章にいう集団的自衛の關係に基づいてアメリカに基地を貸すという条約の形式を構想した。しかし、アメリカ政府はそれを受け入れず、できあがった条約は、日本がアメリカと集団的自衛の關係を結べるようになるまで、アメリカは日本に軍隊を置いて、日本を「守ってあげる」という一方的な形式になった。しかもアメリカの日本防衛義務が明示されていないにもかかわらず、アメリカはきわめて広範な基地駐留の権利・特権を得ることになり、同盟条約というより駐軍協定の色彩が強い条約になった。日本国内では全くの不平等条約であるとの不満が高まった。

もちろんこの条約は「暫定措置」であるから、将来的に変化することが期待されていた。もし日米関係が発展し、日本が軍備を着実に増強し、通常の共同防衛ができる態勢が整えば、アメリカが他の国々と結んでいるような形式的に対等な相互防衛条約に代わりうるものであった。しかし1960年の安保改定によって出来上がった新安保条約は、アメリカの日本防衛義務の明文化などさまざまな点で、旧安保条約を改善したものの、「物と人との協力」という基本構造に変わりはなかった。

日本政府は、安保改定交渉が始まった時点において、安保条約を互いに相手の領土を守る相互防衛条約に置き換える準備ができていなかった。講和後の日本政府は再軍備よりも経済復興を優先させ、防衛力の増強はアメリカが期待するほどではなかった。また自衛隊の海外派兵はできないという憲法解釈が定着しており、アメリカ領土を防衛しようとするためには憲法改正が必要だったが、それができるような政治状況ではなかった。

吉田茂は、安保改定を急ぐ必要を認めなかった。鳩山内閣の外相、重光葵は、強く安保改定の必要を感じ、準備の整わない段階で性急に相互防衛条約を提案してダレス國務長官から厳しく拒絶された（1955年）。岸信介は、重光と同じく安保改定の必要を感じていたが、重光の挫折を見て慎重になった。だが講和独立から時間が経つにつれ、安保条約と国民の独立心の間に折り合いをつけることはますます難しくなっており、野党勢力からの安保批判に対抗するために、すみやかに何らかの手を打つ必要があった。

一方、アメリカ政府は、すでに1950年代半ばには朝鮮休戦やインドシナ休戦という極東情勢の緊張緩和に合わせて、「吉田路線」を容認していた。さらに1950年代の後半になると、スプートニク打ち上げ以後のソ連の外交攻勢や沖縄における反基地運動の高揚を見て、日本の中立化を防ぎ、日本がアメリカとの連携を続け、西側陣営の一員であり続けることの政治的価値および軍事的価値（基地）を守るために、日本の事情にさらに配慮した政策を打ち出す必要に迫られた。

アメリカ政府は、マッカーサー駐日大使の強い進言もあって、日本人の多くが片務的で不平等とみなす安保条約を早急に新しい相互的な条約に改定することが必要と判断した。そのためアメリカ政府は、条約改定の条件を引き下げた。すなわちアメリカ政府は、アメリカの日本防衛義務に対して、日本が負うべき実質的義務はアメリカへの基地提供義務でよく、アメリカの領土を防衛する義務を負う必要はない、すなわち海外派兵をする必要はないと割り切ったのである。

岸首相にしてみれば、日本に海外派兵の義務がない相互条約への改定は、日米対等という理想には距離があっても、日米関係の強化および野党勢力との正面からの対決のためには魅力的な提案であった。だが、憲法を改正することなく安保条約を改定したことで、憲法と安保条約と国民の独立心の間の折り合いが調整され、結果として、憲法を改正して、条約をさらに対等な相互防衛条約に改定する契機が失われたようにも思われる。

安保改定交渉では、「物と人」という非対称な相互性を普通の相互性のように見せるための苦しい工夫がいくつかなされた。たとえば、対等な主権国家間の相互条約という建前から導入された基地使用に関する事前協議については、「物」すなわち日本の基地の戦略的価値を大きく低下させないように極秘の取り決めが結ばれた。また、「日本国の施政の下にある領域」という限定的な範囲でかろうじて相互防衛の体裁がとられた。もっとも日本政府はそうした相互防衛を集団的自衛権によって説明することはできなかった。もともと安保条約に集団的自衛の関係を設定したいと希望したのは日本であったことを考えると、当時の日本は安保改定にいかにも準備不足であった。

しかし、安保改定は安保条約をいわば「化粧直し」して、日本人に受け入れやすいものにした。そのことが、その後の日本内外の情勢とともに、「物と人との協力」の固定化につながる。

以上、「物と人との協力」という安保条約の形は、冷戦という国際環境の中で、日米それぞれの事情、利害、情勢認識と政策判断の結果として生まれ、固まったものであった。それは一方が他方に押しつけたものでもなければ、どちらか一方だけの利益になるというものでもなかった。またどちらか一方だけの責任でこの形が定着したわけでもなかった。

論文審査の結果の要旨

日米軍事同盟、なかんずく一九五一年の日米安全保障条約の締結と一九六〇年におけるその改定とは、戦後政治の最大の争点である。ところが、この二つの外交交渉の研究については大きな非対称性がある。近年、占領改革の研究が積み重ねられるにつれて、旧安保条約をめぐる日米関係の軍事的側面については、とくにマッカーサー、ケナン、ダレス、芦田、吉田などの安保構想や、日米の交渉過程をめぐることは、非常に多くの優れた研究が積み重ねられてきた。他方、新安保条約をめぐる交渉過程については、事実経過を踏まえた客観的で詳細な研究は極めて少ない。政治学者によるほとんどの著作は、実証研究ではなく、その政治的功罪の評価、批判に向けられてきたからである。以上のように、一九六〇年の安保改定における日米交渉の経緯にいたっては、個別研究すらもが依然未開拓の状況にとどまっている。

本論文は、学界におけるこうした間隙を埋める極めて貴重な研究である。本論文の成果は大きくいって三つある。まず、旧安保条約の締結をめぐる締結過程のこれまでの多くの研究成果を集約、整理し、それらの研究成果を原資料に直接当たって批判的に検証したことである。そして論争のある歴史解釈については、論拠を示して、明確に自分の主張を展開している。資料が欠けている場合は、状況証拠を組み立てて、仮説的解釈を加えているが、そのそれぞれが説得的である。（この手法は、岸による「安保改定から憲法改正への戦略」の解釈及びその逆説的帰結についての指摘にも生かされ、興味深い分析を

提示しえている。) 第二に、新安保条約への改定を初めて実証的かつ詳細に検討して、研究レベルの向上に大きく貢献した
ことである。第三に、この二つの安保条約交渉の研究に、その間にある防衛力増強交渉過程の分析を加えることで、一つの
連続した歴史的展開として考察し、一九四〇年代末がら一九六〇年にかけての日米軍事同盟のあり方を考察、叙述したとこ
ろにある。この新しい視座によって、日米関係の大局的な展開が適切に捉えられている。

さらに言えば、個々の交渉過程の分析において、様々な斬新な解釈が資料の裏づけをもって説得的に提示されることも、
本書のもう一つの魅力である。例えば、一九五三年の池田・ロバートソン会談に新たな資料を加えて日本側の戦略情勢認識
を従来以上に明瞭に抽出した部分などが、それに当たる。

ところで、前述のように本研究の後半部に当たる新条約への改定過程については、本格的研究が全くない状態であるため、
本研究では広範に原資料の探求が行なわれている。そして、日米の当事者による回想録、ルポルタージュなどに加えて、ア
メリカ政府関係機関、とくに国立公文書館、大統領図書館、プリンストン大学図書館等によって所蔵されている資料、ある
いは最近公開されたそれぞれ膨大な資料が最大限に利用されている。こうした第一次資料は当然ながら未整理なものも多く、
多大な時間をかけて事実経過を丹念に再構成していったことは高く評価されてよい。

その成果は、従来その意義が軽視されてきた一九五五年の重光・ダレス会談が、いずれ在日米軍を撤退させるという重光
の意図を秘めた会談であり、それが長期的には安保改定を促進する効果をあげたことが、明らかにされていることにも示さ
れる。また、マッカーサー大使のイニシアティヴが条約の改定に当初慎重であった岸の態度を変化させたことも、資料によ
り確認されている。さらに、安保改定の際、日米両政府が、日米の非対称的な相互性をいかにして対称な相互性のよう
にみせかけようと努力したか、その結果条約の内容が不透明となったかが(例えば「形式的にしか拒否権をもたない」事前協議
制など)、具体的に指摘される。

しかも、こうした複雑な経過を多面的に扱っているにもかかわらず、本書は全体に読みやすく、日米関係の大局的な推移
が理解しやすいものとなっている。

欲を言えば、日米安保体制の総体的な研究としては、日本の周辺領域、なかんずく沖縄および朝鮮半島に対する、日米政
府の対応が研究に組み込まれば、より重層的な研究となったであろう。しかし、このことは、学界の現状からいって、研
究戦略的に日米政府の政策過程に焦点を当てた本研究の価値をいささかもそこなうものではない。

以上の理由により本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいものである。なお、平成14年2月8日、調査委員
三名が本論文に関する試問を行った結果、合格と認めた。